

お知らせ



茂原市自転車駐車場の使用方法等が変わります

8月1日①から、茂原駅周辺（第1～第4）および新茂原駅前（第5～第7）の自転車駐車場の使用方法等が次のとおり変更となります。

◆入出庫

全ての駐車場で24時間入出庫が可能。

◆発券

【二時使用券】自動交付機による発券で24時間対応。Suica等の交通系電子マネーが利用可能。

【定期使用】

自転車駐車場窓口での申請が必要（受付時間6時～22時）。

なお、茂原市自転車駐車場では、新型コロナウイルス感

染防止対策を行っています。
 茂原市シルバー人材センター

☎(25)4140

都市計画課（8階）

☎(20)1546 FAX(20)1606

忘れずに納付しましょう!

固定資産税・都市計画税（第2期）と国民健康保険税（第1期）の納期限は8月2日②です。最寄りの金融機関やコンビニ、スマホ決済で納付してください。なお、国民健康保険税の納税通知書は7月14日③に発送しました。

また、市税等の納付には、納め忘れのない安心で確実な口座振替をおすすめします。

納期内に納付できない事情のある方はご相談ください。

☎収入税課（2階）

☎(20)1578 FAX(20)1609

障害年金をご存じですか?

障害のある方が次の3つの要件を全て満たしている場合は、障害基礎年金や障害厚生年金を受給できます。

①年金制度加入中に初診日があること

※初診日に加入していた年金制度により手続き先が異なります。初診日が20歳前または60歳から65歳までの年金未加入期間中の方についても障害基礎年金の対象です。

②一定の障害の状態にあること
 ③保険料納付要件を満たしていること

障害年金を受けるには、本人または家族による請求手続きが必要です。詳しくは、次の手続き先へご相談ください。

◆手続き先

【障害基礎年金】 国保年金課（第3号被保険者期間に初診日のある方は年金事務所）

【障害厚生年金】 年金事務所 ※障害者手帳と障害年金の等級は判断基準が異なりますのでご注意ください。

☎国保年金課（2階）

☎(20)1503 FAX(20)1600

☎千葉年金事務所

☎043(242)6320

自筆証書遺言書保管制度をご利用ください

法務局では、令和2年7月10日から自分で書いた自筆証書遺言書を保管する制度が開

始されました。近年、親族間の相続トラブルを回避するために、遺言書を作成することが注目されています。自筆証書遺言書は、自宅で保管することができませんが、その場合は遺言書を相続人に改ざんされる恐れや相続人に発見されないといった問題があり、遺言書を開封するには家庭裁判所の検認手続きをする必要があります。

そこで、法務局へ自筆証書遺言書を保管すると、相続人に改ざんされることなく、死亡時の相続人などへの通知制度を利用することで、相続人などに遺言書の存在を知らせることができ、さらに、面倒だった家庭裁判所の検認手続きが不要となりますので、ぜひ当制度をご利用ください。

茂原市に住所地、本籍地または所有不動産がある方は千葉地方法務局茂原支局に自筆証書遺言書を保管できます。その他の地域の方については、お問い合わせください。

なお、自筆証書遺言書は遺言者の意思に基づいて作成するものであり、法務局で遺言書の内容についての相談はで

きませんので、ご了承ください。

また、自筆証書遺言書保管制度の申請手続きは予約制となっておりますので、電話またはインターネットでの事前予約をお願いします。

法務局手続案内

予約サービス専用ページ

法務省ホームページ

☎(24)2188 総務係

☎(24)2188



献血および骨髄バンクドナー登録にご協力をお願いします

◆日時 7月29日④ 10時～11時45分
 13時～16時

◆会場 中央公民館
 ◆主催 茂原市献血推進協議会

問合せ 健康管理課（2階）

☎(20)1574 FAX(20)1600

